

山形県科学技術会議設置要綱

(目的)

第1条 山形県における科学技術の振興を図り、県民生活の質の向上と地域経済の発展に資するため、山形県科学技術会議（以下「科学技術会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 科学技術会議は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて知事に提言を行う。

- (1) 科学技術に関する基本的かつ総合的な政策に関すること。
- (2) 研究開発の推進に関すること。
- (3) 公設試験研究機関の活性化に関すること。
- (4) その他科学技術の振興に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 科学技術会議は、委員17名以内で構成する。

2 委員は、有識者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 科学技術会議に会長を置くものとし、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、科学技術会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 科学技術会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 科学技術会議に、専門的な事項を検討させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び知事が委嘱する委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 科学技術会議の庶務は、産業労働部産業技術イノベーション課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、科学技術会議の運営等に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。